

八幡市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月20日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

市民生活部

第3 監査の着眼点

令和4年度執行分の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料等に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員に、事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局の事務室等において予備調査を実施するとともに、令和5年7月19日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[人権政策課]

八幡人権・交流センター大ホール空調設備保全整備業務委託では、既設の機器の寿命を延ばすためにオーバーホールを実施している。その際、新しい機器の購入は検討されていないが、古い機器の修繕の際には、他の新しい機器への交換も含めて、費用対効果を検討していただきたい。

[税務課]

消耗品の発注について、同日に分けて発注するケースが見受けられるが、年間使用予定数を見積合わせにより購入するなど、経済性或公平性を確保した適正な予算の執行に努められたい。

[環境業務課]

廃棄物処理等の手数料は、月末にまとめて調定を行っている。当日にいくらか収納するか事前にわからないため収納以前に調定を行うことはできないが、金額の確定後速やかに調定を行っていただきたい。

ゴミ分別アプリを導入し、市民の利便性の向上に取り組んでいる。今後は、更なる周知とともに、外国語対応も検討していただきたい。